

議案第78号

北上市行政手続における個人番号の利用等条例の一部を改正する条例

北上市行政手続における個人番号の利用等条例（平成27年北上市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
機関	事務		機関	事務	
[略]			[略]		
3	[略]		3	[略]	
4	同上	幼稚園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務であって規則で定めるもの			
5	同上	保育所等又は幼保連携型認定こども園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務であって規則で定めるもの			
6	同上	子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの			
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1	[略]		1	[略]	
2	削除				

3	削除		
4	削除		
5	市長	在宅老人に対する生活費援助に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6	削除		
7	削除		
8	市長	[略]	
9	[略]		
10	[略]		
11	削除		
12	市長	[略]	
13	同上	在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成事業に関する事務であって規則で定めるもの	年金給付関係情報であって規則で定めるもの
14	[略]		
15	[略]		

2	同上	[略]	
3	[略]		
4	[略]		
5	同上	[略]	
6	同上	在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成事業に関する事務であって規則で定めるもの	特別児童扶養手当関係情報又は年金給付関係情報であって規則で定めるもの
7	[略]		
8	[略]		
9	同上	保育所等又は幼保連携型認定こども園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務であって規則	地方税関係情報、住民票関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの

--	--	--	--

		で定めるもの	
10	同上	子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの
11	同上	幼稚園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成事業に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費	市長	地方税関係情報又は生活保護関係情報であって規則で

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの

		<u>の支弁に関する事務であって規則で定めるもの</u>		<u>定めるもの</u>				
3	[略]				2 [略]			
4	同上	<u>幼稚園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務であって規則で定めるもの</u>	同上	<u>地方税関係情報、住民票関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>				
5	同上	<u>保育所等又は幼保連携型認定こども園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務であって規則で定めるもの</u>	同上	<u>地方税関係情報、住民票関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>				
6	同上	<u>子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>	同上	<u>地方税関係情報、住民票関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>				
備考 改正部分は、下線の部分である。								

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月3日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

市が行う個人番号を利用できる事務の一部を廃止するほか、所要の改正をしようとするものである。